

別紙

・ 返金制度概要

1. 紹介人材が、入社後 1 年以内に退職した場合には、成功報酬等は発生しなかったものとし、すでに支払われている金額については、返金を行う。
2. 紹介人材が、入社から 1 年経過後 2 年以内に退職した場合には、成功報酬等は定める金額の 50 % とし、すでに同額を超えて支払われているときは、過払い分の返金を行う。